

許可番号 第03320072658号

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県和気郡和気町益原1350番地44
名称 有限会社新田興業
代表取締役 新田 康雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和5年2月7日

許可の有効年月日 令和6年9月2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却、破碎及び移動式破碎）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

焼却：廃プラスチック類（自動車等破碎物及び塩化ビニル樹脂を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

以上4種類

破碎：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、木くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

以上4種類

移動式破碎：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

設置場所：岡山県和気郡和気町益原1084番

設置年月日：令和5年4月19日

処理能力：紙くず 3.456t/日（18時間）

木くず 3.197t/日（18時間）

繊維くず 3.141t/日（18時間）

【以下裏面に記載】

(2) 破砕施設（固定式及び移動式の兼用）

設置場所：（固定式）岡山県和気郡和気町益原1088番3

（移動式）岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）内の産業廃棄物排出事業場内

設置年月日：平成23年1月13日

処理能力：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず
320t/日（8時間）

がれき類 320t/日（8時間）

許可年月日：平成22年11月18日

許可番号：第2-（8の2）-24号

(3) 破砕施設

設置場所：岡山県和気郡和気町益原1083番2

設置年月日：平成24年7月26日

処理能力：廃プラスチック類 4.26t/日（8時間）

木くず 4.8t/日（8時間）

(4) 焼却施設

設置場所：岡山県和気郡和気町益原1084番

設置年月日：令和3年2月10日

処理能力：廃プラスチック類 0.096t/日（8時間）

3. 許可の条件

- ・中間処理を行う場所は、岡山県和気郡和気町益原1083番2、1084番、1085番1及び1088番3（総面積：7,029㎡）に限る。
- ・移動式中間処理施設で中間処理を行う場所は、岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）内の産業廃棄物排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年9月3日 新規許可

令和元年9月3日 更新許可

令和4年2月14日 変更届（焼却施設の稼働時間の変更）

令和5年2月7日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加及び中間処理を行う事業場の面積の変更）

令和5年5月10日 変更届（焼却施設の廃止及び設置）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有